

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月9日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項ただし書中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第21条第1項中「第24条の37」を「第24条の36」に改める。

第24条中「140,000円」を「160,000円」に、「120,000円」を「140,000円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第9項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第10項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第11項及び第12項を削り、附則第13項を附則第11項とし、附則第14項を削り、

附則第15項を附則第12項とする。

附則第16項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項を附則第14項とし、附則第18項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第5項（見出しを含む。）、第9項（見出しを含む。）、第10項の改正規定、附則第11項及び第12項を削り、附則第13項を附則第11項とし、附則第14項を削り、附則第15項を附則第12項とする改正規定、附則第16項の改正規定、同項を附則第13項とする改正規定及び附則第17項を附則第14項とし、附則第18項を削る改正規定並びに附則第3項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例（第1項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。